異動事項	法人	個人
例１：代表者又は役員の異動	・登記事項証明書 ・条例第５条第４項第１号から第４号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （役員退任の場合は不要）	－
例２：商号、組織の変更	・登記事項証明書 ・（個人から法人化した場合のみ）定款の写し	－
例３：営業所の移転	・登記事項証明書 ・営業所の平面図、写真、付近見取図	営業所の平面図、写真、付近見取図
例４：専属の責任技術者の異動	・専属の責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し（名簿下段に署名で名簿兼雇用証明書とすることも可）	同左
例５：住所、電話番号の変更	・住所変更の場合、登記事項証明書 （住居表示変更の場合は、住居表示変更通知書(証明書)でも可）	住民票の写し （コピー不可、個人番号の記載のないもの）

・申請内容に変更があるときは、下水道指定工事店異動届書に異動の事実を証する書類を添付して届け出てください。(郵送可)

・指定工事店証の表面に記載変更がある場合は再交付となりますので、指定工事店証を添付してください。
　手数料は無料です。
　郵送で交付を希望する場合は、必要な金額の切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を添えて提出してください。

・提出いただいた書類の返却はいたしません。

・指定工事店証を紛失・き損した場合は再交付しますので、下水道課下水道係までご連絡ください。
　手数料は無料です。